

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
住所	東京都千代田区麴町3丁目7-4 秩父屋ビル3階

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	・ GXソリューション事業 ・ エナジートレーディング事業 ・ 事業構想「GX City」		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	■電力供給事業等に係る推進体制 ①当社の電力調達部門であるパワーマネジメント室で、 電力調達量の管理と共にCO2排出量の管理を行います。 ②自社開発の太陽光発電所の設置を促進するとともに、余剰電力に関しては パワーマネジメント室で調達し他需要家に供給いたします。 ■その他の温暖化対策に係る推進体制 顧客サポート部門である弊社CRM部で、お客さまの省エネ活動、温暖化対策をサ ポートいたします。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.462（kg-CO ₂ /kWh）	0.452（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2026年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2034年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
	・ 天然ガス等CO2排出係数の低い電源導入を検討。 ・ バイオマス含む再生可能エネルギーや未利用エネルギーの導入検討。 ・ PPA事業者からの調達余剰電力の拡大、自社開発の促進。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	自社開発の太陽光発電所の設置を促進するとともに、余剰電力に関してはパワーマネジメント室で調達し他需要家に供給いたします。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	前年度実績 (2023 年度)	345 (千kWh)	6.30 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力増加 (千kWh)	極力増加 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
	・ PPA事業者からの調達余剰電力の拡大、自社開発の促進。 ・ 再エネ比率100%且つCO2排出量ゼロの電気の供給を実質的に実現しています。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	現在具体的な予定はないものの、長期的には一定量購入する事を検討する方針です。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	自社開発の太陽光発電所の設置を促進するとともに、余剰電力に関してはパワーマネジメント室で調達し他需要家に供給いたします。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	顧客サポート部門である弊社CRM部で、お客さまの省エネ活動、温暖化顧客サポート部門である弊社CRM部で、お客さまの省エネ活動、温暖化対策をサポートいたします。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。